

新型コロナウイルス陽性者並びに濃厚接触者の就業制限の解除（陰性確認） に関する取り扱いについて

新型コロナウイルス陽性と判定されて宿泊または自宅で療養されている方及び保健所等から濃厚接触者とされて自宅待機されている方の就業制限の解除（新型コロナウイルス PCR 検査による陰性確認。以下「陰性確認」）につきまして、令和 4 年 1 月 31 日付の厚生労働省事務連絡により、下記のとおり陰性確認の取り扱いの改正がなされました。

記

今後、国の方針としまして、

- 就業制限の解除については、**宿泊療養または自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと。**
- 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、**解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院もしくは宿泊・自宅療養の証明またはPCR検査等もしくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）を提出する必要はないこと。**
- 濃厚接触者の待機期間の解除については、**解除された後に職場等で勤務を開始するにあたり、職場等に証明を提出する必要はないこと。**

これを受けまして今後当院では、現在逼迫している発熱外来の負荷を軽減するとともに、有症状で発熱外来での受診を必要とする方にできる限り速やかに診療が行えるよう、**就業制限の解除を含む陰性確認目的の発熱外来のご利用を制限いたします**ので、ご理解とご了承を賜りたく、切にお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス陽性の方であって、担当医師が医学的判断により陰性確認が必要とした場合はこの限りではありません。

以上、何卒よろしくお願い申し上げます。